

タイ政府が国別報告事項の交換に関する多国間協定(CbC-MCAA)に調印

Issued Date: 22 December 2022

タイ政府が国別報告事項の交換に関する多国間協定(CbC-MCAA)に調印しました。

本件は以下の法人が対象となります:

連結総収入金額が 280 億バーツ以上の多国籍企業グループ

概要:

歳入局は、タイ政府が国別報告事項(以下、「CbCR」)の交換に関する多国間協定(以下、「CbC-MCAA」)に調印したことを公表しました。この協定のもとでは、情報交換が有効化された場合、多国籍企業の居住国で収集された CbCR は MCAA に加盟している他の国や地域との間で自動的に交換することができます。タイは現在、CbC-MCAA に加盟している 93 の国または地域との間で情報交換の有効化を進めています。歳入局は、これらすべての加盟国との情報交換が 2021 年度の CbCR より有効化されると考えています。この取り組みにより、タイは 2021 年度以降の CbCR について、他の CbC-MCAA 加盟国との間で自動的に交換できるようになります。

情報交換が有効な国に本店等所在地を置く多国籍企業の構成会社等は、現地において CbCR の提出が免除されることになります。一方、CbC-MCAA 加盟国において事業を行うタイに本店等所在地を置く多国籍企業の構成会社等も当該国または地域において提出が免除されます。発効後は、タイとの間で自動情報交換が有効になる国または地域のリストが OECD のウェブサイト (<https://www.oecd.org/tax/beps/country-by-country-exchange-relationships.htm>) で公表される予定です(隨時更新)。

しかし、CbC-MCAA に加盟していない、あるいは加盟する意思のない国(米国を含む)の多国籍企業の構成会社等については、当該多国籍企業が CbC-MCAA 加盟国(情報交換が有効な国または地域)で現地での提出は依然として必要になります。(ただし CbCR を提出する代理親会社を指名している場合は除く)。タイは、CbC-MCAA に加盟する意思のない国とは、後日、二国間協議が必要になるでしょう。

また、タイでは CbCR の提出場所に関して、CbCR ポータルサイトを通じた通知義務があります。これは、移転価格開示フォームに記載される CbCR 関連項目の対応に追加されるものです。ポータルサイト経由の通知期限は事業年度末から 12 か月後となります。ポータルサイトでの開示手続きは、CbCR 提出対象である多国籍企業のタイにおける構成会社が、グループの最終親会社、CbCR の提出先、タイ国内における他の構成会社等を明記する必要があります。CbCR の提出に関する詳細は、

https://cbcr.rd.go.th/aeoi/assets/Doc/cbcr_local_guidance.pdf に掲載されています。なお、現時点では、CbCR ポータルサイト経由の通知を怠った場合の罰則はありません。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Orawan Fongasira
Nopajaree Wattananukit
Jareeporn Phongsuriyanunt
Weeraphat Srivanichakorn
Suttinunt Pattayanunt

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

加藤 夏樹
(0 2844 1268/Mobile:06 59366202)
natsuki.k.kato@pwc.com

松永 大輔
(0 2844 1276/Mobile: 06 14025042)
daisuke.m.matsunaga@pwc.com

木村 洋平
(0 2844 1275/Mobile: 06 55044572)
yohei.a.kimura@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2022 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 156 countries with over 295,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com.